

ふるさと鹿屋応援寄附金受付管理等業務委託 募集要項

1 目的

この募集要項は、本市が「ふるさと鹿屋応援寄附金受付管理等業務」を委託にするあたり、ふるさと納税業務委託を円滑に運営できるものを公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）における募集及び選定するために定めるものである。

2 委託業務容

(1) 業務名

ふるさと鹿屋応援寄附金受付管理等業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

ふるさと鹿屋応援寄附金受付管理等業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日までとする。

ただし、ポータルサイトの開設等の事業開始は令和4年8月1日とし、契約締結日から令和4年7月31日までは準備期間とし、その間の支払いは発生しない。

(4) 仕様書 別紙のとおり

3 提案者の資格要件

(1) 令和4・5年度鹿屋市物品調達等入札参加資格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 鹿屋市において指名停止期間中でないこと。

4 審査基準

別紙のとおり

5 募集スケジュール・事務手順

当該プロポーザル実施のスケジュールは、次のとおりとする。

なお、スケジュールは変更になる場合がある。

内容	日程
(1) 実施の公示	令和4年4月4日(月)
(2) 参加表明書 提出期限	4月14日(木) 17時
(3) 参加資格確認通知書 送付	4月15日(金)
(4) 参加要請書 送付	4月18日(月)
(5) 質問 受付期間	4月18日(月)～4月28日(木) 17時
(6) 質問 回答期限	5月6日(金)
(7) 企画提案必要書類 提出期限	5月17日(火) 17時
(8) 選定委員会(プレゼンテーション)	5月20日(金) 13時30分～
(9) 審査結果通知	5月24日(火)
(10) 契約締結	5月25日(水)
(11) 事業開始	8月1日(月)
(12) 業務完了(履行期限)	令和5年3月31日(金)

6 参加表明手続き

- (1) 提出期限 令和4年4月14日(木) 17時必着
- (2) 提出書類 参加を希望する者は、公募型プロポーザル方式参加表明書(様式1)に会社概要及び業務実績のわかる資料(任意様式)を添付して提出すること。
- (3) 提出先 鹿屋市役所 農林商工部 ふるさとPR課
〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号
(電話 0994-45-6950 / F A X 0994-31-1182)
- (4) 提出方法 持参又は郵送

7 提案書提出手続き

参加資格審査を経て参加要請書の送付を受けた者は、以下の手続きで提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年5月17日(火) 17時必着
- (2) 提出書類 ○提案書(様式2)
○企画提案書(10部)
※1社1案とし、仕様書記載事項の実施内容や審査項目、独自の提案等を記載してください。
○業務完了までのスケジュール(10部)
○業務実施体制(様式3)(10部)
○配置予定者調書(様式4)(10部)
○提案率(10部)・・・仕様書を踏まえた提案する率を記載
○会社概要及び業務実績がわかる資料(10部)
※応募書類の規格は日本工業規格A4版サイズを基本とする(資料については日本工業規格A3版の折込も可とする)。
また、企画提案書については、20ページ以内とする。
- (3) 提出先 鹿屋市役所 農林商工部 ふるさとPR課
〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号
(電話 0994-45-6950 / F A X 0994-31-1182)
- (4) 提出方法 持参又は郵送

8 留意事項

- (1) 提出期限までに提出先に提出されなかった提案書等は、いかなる理由をもっても受理しない。
- (2) 提出期限以降の提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 提案書等の作成及び提出に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において、複製を作成することがある。

9 質疑の受付・回答

質疑については、質問書(様式5)により電子メール(furusato-pr@city.kanoya.lg.jp)にて行うこととする。この場合、電話連絡で本市の受信を確認すること。

- (1) 受付期間 令和4年4月18日(月)から令和4年4月28日(木)17時まで
- (2) 回答方法 質問及び回答を取りまとめたうえで、令和4年5月6日(金)までに参加表明書を提出した全ての者に電子メールにて回答する。

10 審査方法及び審査項目

(1) 選定委員会の開催

- ①日 時 令和4年5月20日(金) 13時30分から
- ②場 所 鹿屋市役所 議会棟2階 第3委員会室
- ③選定方法 「審査基準」に基づき、書類審査、プレゼンテーション(20分以内)及び質疑応答(15分以内)により行う。

(2) 審査項目

別紙のとおり

11 受注候補者の決定

審査の結果、6割以上の得点で、最も高い評価点数を得た者について受注候補者としての適否について協議を行い、適当と認められた場合は、受注候補者として特定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は選定委員会において協議し特定する。

12 選定結果

選定結果については、速やかに全参加事業者にも文書にて通知する。

13 契約の締結

審査結果により受注候補者として特定された者と協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の協議も含む。

ただし、契約締結が不調の場合、順位付けした上位の者から順に契約締結の協議を行う。

14 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる状態に至った場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく審議に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合

15 問い合わせ先

鹿屋市役所 農林商工部 ふるさとPR課

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

電話 0994-45-6950 / F A X 0994-31-1182